

## 金融商品論点整理案：前回委員会（5月7日）からの主な変更箇所

5月7日委員会（前回）	5月21日委員会（今回）	変更理由
<p><b>【論点2】金融商品の測定</b>  <b>〔論点2-1〕測定区分の見直し</b></p>	<p><b>【論点2】金融商品の測定</b>  <b>〔論点2-1〕測定区分<sup>6</sup>の見直し</b></p> <p>（脚注6）  金融商品会計基準では「保有目的区分」という用語を使用しているが、これには、保有目的という区分の方法が明示的に含まれている。しかし、国際的な会計基準を巡る議論では区分の方法自体が議論の対象となっているため、本論点整理では、区分一般の議論（評価差額の扱いも含む。）については「測定区分」という用語を用い、金融商品会計基準を前提とする場合には「保有目的区分」という用語を用いている。</p>	<p>〔論点2-1〕のタイトルに注を挿入。測定区分と保有目的区分の意味を説明する脚注を設けた。</p>

5月7日委員会（前回）	5月21日委員会（今回）	変更理由								
<p><b>（売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否）</b></p>	<p><b>（売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否）</b></p>									
<p>57. （省略）</p>	<p>57. （途中省略）</p> <p>以下では、このような売却可能の分類の今後の取扱いについて次の3つの可能性を示している。</p> <p>＜表3＞ 売却可能分類の見直しの可能性</p> <table border="1" data-bbox="1003 443 1715 740"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却可能の取扱いの可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1案（第58項）</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>第2案（第59項から第62項）</td> <td>縮小又は削除</td> </tr> <tr> <td>第3案（第63項）</td> <td>債券について縮小又は削除 （株式については現行通り）</td> </tr> </tbody> </table>		売却可能の取扱いの可能性	第1案（第58項）	現行どおり	第2案（第59項から第62項）	縮小又は削除	第3案（第63項）	債券について縮小又は削除 （株式については現行通り）	<p>3案あることを先に明示した。第63項の表を第57項に移動。</p>
	売却可能の取扱いの可能性									
第1案（第58項）	現行どおり									
第2案（第59項から第62項）	縮小又は削除									
第3案（第63項）	債券について縮小又は削除 （株式については現行通り）									
<p>58. このような売却可能の分類は必要であり、現行どおりに売却可能の分類を維持すべきとの考え方がある。この場合、測定区分は見直さず、主としてヘッジ会計などの分野において簡素化を図っていくことが第1の案として考えられる。</p>	<p>58. まず、売却可能の分類は、前項で示したように金融商品会計基準のほか、第50項及び第51項で示されているような理由から、保有目的等を考慮すると引き続き必要であり、現行どおりに売却可能の分類を維持すべきとの考え方がある。この場合、測定区分は見直さず、主としてヘッジ会計などの分野において簡素化を図っていくことが第1案として考えられる。</p>	<p>別項の売却可能の分類維持に関する理由を冒頭で参照した。</p>								

5月7日委員会（前回）	5月21日委員会（今回）	変更理由
<p>59. しかしながら、測定区分の簡素化を考慮した国際的な会計基準の動向等を考慮すれば、売却可能の分類を縮小又は削除するという考え方も検討しておくことが有益である。この考え方に基づく第2の案（第62項まで）においては、対象を大きく債券と株式に分け、まず、債券については、例えば、次のような可能性が考えられる。</p> <p>(1) 市場性のある債券は、売却することに制約がないことが多いため、公正価値で評価し、評価差額を当期純利益に含める。ただし、このうち、満期保有目的の債券は、公正価値で評価せず、償却原価で会計処理する<sup>12</sup>。</p> <p>(2) 市場性のない債券は、金銭債権と同様に、公正価値で評価せず償却原価で会計処理をする。</p> <p>（脚注12） また、調達側の負債の性質に見合った一定の運用を行っている場合には、負債の会計処理に見合った処理が適当であるという見方もある。</p>	<p>59. しかしながら、測定区分の削減による簡素化を目標とする国際的な会計基準の動向等から、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮しつつ、売却可能の分類を縮小又は削除するという考え方も検討しておくことが有益である。この考え方に基づく第2案においては、対象を大きく債券と株式に分け、まず、債券については、例えば、次のような可能性が考えられる。</p> <p>(1) 満期保有投資のように償却原価で会計処理するものと、それ以外の公正価値で評価し評価差額を当期純利益に含めるものに分ける。</p> <p>(2) 市場性のある債券は、公正価値で評価し評価差額を当期純利益に含め、市場性のない債券は償却原価で会計処理する<sup>15</sup>。</p> <p>(3) 調達側の負債の性質に見合った一定の運用を行っている場合には、負債の会計処理に見合った資産側の会計処理とする。</p> <p>（脚注15） この場合、(1)との組合せにより、市場性のある債券でも満期保有投資は償却原価で会計処理することも考えられる。なお、債券の場合、市場性があれば売却に制約が少ないことから、市場性の有無は経営者の意図（保有目的）を推定するものであると考えられる。</p>	<p>下記の3方法を並べる形とした。</p> <p>(1)CFの固定性 (2)市場性の有無 (3)調達側と運用側のマッチング</p> <p>併せて、「債券の場合」及び「株式の場合」のイメージ図を削除した。</p>

5月7日委員会（前回）	5月21日委員会（今回）	変更理由
<p>60. なお、債券と債権とを区分せず、償却原価にて会計処理される分類を統合することも考えられる。現行の満期保有投資と債権に分類する要件は異なるものの、固定したキャッシュ・フローが期待されることから、一定の方法で各期に損益を配分する償却原価法が採られている。このため、両者を統合するような一括した区分を設けることが考えられ、この場合には、国際財務報告基準における貸付金及び債権の分類（第42項(3)参照）を設けた場合と同様の結果となる。</p>	<p>60. なお、前項のように公正価値評価するものと償却原価によるものを分けた後、償却原価にて会計処理する分類を債券と債権とに区分せずに統合することも考えられる。現行では、満期保有投資と債権に分類する要件は異なるものの、いずれも償却原価法が採られている。この結果、国際財務報告基準における貸付金及び債権の分類（第42項(3)参照）を設けた場合と同様になる。</p>	<p>償却原価で分類を一括する書きぶりとし、CFの固定性については第59項に任せた。</p>
<p>61. さらに、株式については、売買目的有価証券の範囲を比較的狭く解し、事業上の制約もなく業務上の関係も有しない投資もこの売却可能の分類に含まれているケースがあるため、その場合には、これを売買目的有価証券と同様に扱うべきとの意見がある。また、売却可能に含まれている株式のうち、事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上の制約があったり、適切な管理が行われていたりする戦略的投資については、関連会社株式のように投資先の成果を期待しているのではなく、自らの事業からの成果を向上させるために行われている事業投資の一部であるため、公正価値による評価ではなく、費用性資産の場合と同様に、取得原価に基づく処理が考えられる。現在、売却可能の分類に含まれる株式をこのように振り分けていく結果として、当該分類に基づく会計処理が縮小又は削除される可能性が考えられる。</p>	<p>61. さらに、株式については、例えば、次のような可能性が考えられる。</p> <p>(1) 売却可能の分類に含まれている株式のうち、事業上の制約もなく業務上の関係も有しないものについては、売買目的有価証券と同様に扱う。</p> <p>(2) 売却可能の分類に含まれている株式のうち、事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資については、関連会社株式のように投資先の成果を期待しているのではなく、自らの事業からの成果を向上させるために行われている事業投資（第51項(1)参照）の一部であるため、公正価値による評価ではなく、費用性資産の場合と同様に、取得原価に基づく処理を行う。</p>	<p>分かりやすさの観点から、箇条書きに修正した。なお、最後のセンテンスは類似表現のある別項（第64項）に集約した。</p>